

令和6年度 男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査業務委託

2 本業務の概要

第3次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の策定等にかかる基礎資料とするとともに、三重県における経済分野等のジェンダーギャップ（男女間の格差）の解消に向けた取組課題を把握するため、男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民の意識や生活状況を調査、把握するとともに、県民の意識の推移と生活状況の変化を明らかにすることを目的とする。

3 調査の概要

- (1) 調査地域 三重県全域
- (2) 調査対象 県内居住の満18歳以上の者
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 選挙人名簿から等間隔無作為抽出
- (5) 調査法 調査票を郵送し、調査票の返送又はWebページによる回答
- (6) 調査時期 令和6年6月～令和6年7月頃を予定
(上記調査時期の中間頃に調査協力依頼ハガキを発送)
- (7) 目標有効回答率 50%

4 委託内容

業務受託者は、3,000人を対象にアンケート調査を実施し、調査項目のクロス集計、三重県が令和元年に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（前回調査）の結果の時系列分析、内閣府が令和4年に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」（全国調査）との比較分析、その他参考となる調査結果との比較分析等を通じて、男女共同参画の推進や経済分野等のジェンダーギャップ（男女間の格差）の解消に向けて、三重県の現状、格差の生じる背景・要因、取り組むべき施策課題、を明らかにし、調査報告書と調査報告書（概要版）を作成する。

（主な参考資料）

- ・令和元年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（前回調査）
<https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/000236862.htm>
- ・男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年11月調査）（内閣府調査）
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/>
- ・性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究（令和4年度）
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r04.html

- ・新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書（令和4年度）
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/lifestyle_r04.html
- ・第3次三重県男女共同参画基本計画（令和3年3月 三重県策定）
https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/p0009800003_00002.htm
- ・都道府県ジェンダーギャップ指数（地域からジェンダー平等研究会）
<https://digital.kyodonews.jp/gender2024/>

（有識者による監修）

業務の実施にあたっては、男女共同参画の推進や経済分野等のジェンダーギャップの解消に関する有識者（以下「有識者」と記載）と、調査項目の設計、集計結果の分析方針等について協議するとともに、有識者による集計結果をもとにした分析等を調査報告書、概要版に記載するものとする。これらに伴う費用は委託費用に含まれるものとする。

なお、有識者の選定にあたっては、委託者との協議により決定すること。

（1）調査対象者の抽出

調査対象者は、業務受託者が令和6年6月現在の選挙人名簿に基づき抽出するものとし、各市町選挙管理委員会への閲覧申出書の提出手続き、抽出・転記、宛名ラベル作成作業を行う。

抽出作業は受託者が行い、県内9地域（桑名地域、四日市地域、鈴鹿地域、津地域、松阪地域、伊勢地域、伊賀地域、尾鷲地域、熊野地域）ごとに選挙人名簿登載者数に比例させることとする。

（宛名ラベルの作成）

宛名ラベルについては、転記後の名簿をもとに作成し、調査票の発送用封筒及び調査協力依頼ハガキそれぞれに貼付できるよう、2セット作成する。

（2）調査票の設計に係る委託者との調整

① 調査項目の設計

ア）業務受託者は、委託者が提示する政策課題や仮説等に基づく調査項目に対して専門的な見地から提案をする。

なお、調査項目については、令和元年に委託者が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」、令和4年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」等の成果をもとに提案し、委託者及び有識者と協議のうえ調査項目や選択肢を設定する。

イ）調査項目は、分析に有効な回答者の属性を必要に応じて加えるとともに、意識の面だけでなく、県民の行動変容にどのように関連しているか分析するために必要な内容とする。

ウ）委託者が令和元年に実施した調査における調査項目や結果を考慮し、時系列分析を継続すべき調査項目を提案する。

エ) 委託者は、令和元年に実施した調査における調査項目以外で、経済分野等のジェンダーギャップの解消に関する新たな調査項目を提案する。

オ) クロスする調査項目、クロス集計や内閣府調査結果との比較から得られる結果(三重県の現状や課題、特徴等)のイメージの説明を行う。

② 調査票及び協力依頼状の設計

調査票及び協力依頼状の設計については、回答率の向上に向けて、レイアウトやデザイン等について工夫し、委託者と協議(3回程度)のうえ決定すること。

ア) 調査票は、全部で12ページ以内(50問以内)、A4サイズの内紙に、両面・白黒で印刷し、中央部2か所をホッチキス止めするものとする。印刷部数は合計で3,000部とする。

イ) インターネットによる回答を可能とするため、業務受託者においてサーバー等を用意し、調査票と同内容のwebページを制作し、回答を回収すること。その際、回答が重複しないよう工夫すること。インターネットによる回答については、回答者個人が特定されないようにすること。

ウ) 協力依頼状は、A4サイズの内紙1枚に、両面・白黒で印刷する。なお、印刷部数は3,000部とする。

(3) 調査票等の印刷及び発送

① 調査票及び協力依頼状

調査票及び協力依頼状(あいさつ及び記入上の留意点等)は、それぞれ業務受託者が印刷し、これらに伴う費用は委託費用に含む。

② 送付用封筒及び返信用封筒の印刷

調査票の送付用封筒(角2形)及び回答の返信用封筒(長3形)を、それぞれ3,000枚を業務受託者が印刷し、これらに伴う費用は委託費用に含む。

なお、返信用封筒は料金受取人払い制度に適合する封筒とするため、本印刷前に津中央郵便局にてバーコードの確認手続きを行うこと。

③ 発送

ア) 調査票等(調査票、協力依頼状、返信用封筒)の調査対象者への発送は業務受託者が行い、その費用は委託費用に含む。なお、調査票等の発送は郵便により行い、日本郵便が提供するゆうメールも可とする。

イ) 調査票及び封筒等、調査対象者へ送付するものについて、手書きは不可とする。また、発送後、契約終了時までには、業務受託者は発送したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

(4) 調査協力依頼ハガキの印刷及び発送

ア) 調査期間の半ばには、調査対象者全員に対して、調査協力依頼ハガキを送付する。業務受託者が送付用ハガキの準備、印刷、発送を行い、それらの費用は委託費用に含む。

イ) ハガキの内容は、調査に回答いただいたことを仮定したお礼と、未回答の場合の協力依頼等を併記したものとし、原稿は委託者が準備する。

なお、調査開始からハガキ発送までに、調査対象者から委託者に対して調査に協力できないとの申し出があり、かつ住所と名前を確認することができた調査対象者に対しては、ハガキは発送しない。

ウ) 調査対象者へ送付するハガキについて、手書きは不可とする。

また、発送後、業務受託者は発送したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

(5) 調査票の回収

①Web ページによる回答

- ・調査対象者が、郵送に代わり web ページによる回答ができるよう、業務受託者において、調査票と同内容の web ページを制作し、回答を回収する。
- ・Web ページは、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにする。サーバー等は業務受託者（又は業務受託者から委託を受けた者）が用意したものを使用する。
- ・Web 回答にあたっては、回答途中で一時保存ができるようにするか、タイムアウトのない設定とする。
- ・調査票に I D 等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送方式と Web 回答方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにする。
- ・作成する Web ページは、上記のほか次の要件を満たすこととし、委託者の校正を受けることとする。
 - ①調査対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生を防止すること。
 - ②セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等への感染を防止すること。
 - ③複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

②郵送による回答

- ・郵送による調査票の返信先は「三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課」とし、回答者からの返信にかかる送料の支払に限り、料金後納受取人払により委託者が負担する。
- ・業務受託者は、回答のあった返信封筒（未開封）を、週 1 回以上ダイバーシティ社会推進課まで回収に来ること。受領にかかる費用は委託費用に含む。

(6) 調査票データの管理

① 返信封筒の開封と調査票の整理

郵送方式と Web 回答方式による重複回答の有無を確認し、同一人からの回答が重複した場合、委託者との協議により、いずれか一方を有効な回答として取り扱う。

② 調査票データの入力と提出

業務受託者は、回収した調査票をもとにデータ入力した回答データ（ローデータおよびレイアウトデータ）及び各調査設問の単純集計結果について、Excel2016 に対応可能なバージョンにより、委託者にデータファイルを提出する。

また、業務受託者は、有識者による分析に資するよう、上記②の回答データ（ローデータおよびレイアウトデータ）及び各調査設問の単純集計結果について、

Excel2016 に対応可能なバージョンにより、有識者にデータファイルを提出する。
(留意事項)

- ・データファイルの様式については、様式案を事前に委託者に提出し、承認を受けること。
- ・データ入力にあたっては、入力の基準（未回答の扱い、無効回答の考え方等）を事前に委託者と協議すること。
- ・業務受託者が提出するデータファイルには、回答者の個人情報が含まれないものとなるようにすること。

③ 入力データの誤りがあった場合の対応

成果品提出後に委託者から入力データに誤りがある等の指摘を受けた場合は、その原因を究明し、業務受託者の責任と費用により速やかにデータの修正を行い、成果品を再提出すること

(7) 集計・分析等の内容

①集計の内容

- ア) 調査票の集計（単純・クロス・属性別集計、自由意見欄のまとめ等）
- イ) 調査集計表及びグラフの作成
- ウ) 委託者が指定した集計結果について、有意差検定を行い、検定結果を示すこと

②分析及び調査報告書等の作成

ア) 男女共同参画施策の推進や経済分野等のジェンダーギャップの解消に資するよう、集計結果の記載だけではなく、クロス集計等に基づき詳細な分析を行い、三重県の現状や課題、特徴を明らかにすること。

また、男女共同参画の推進や経済分野等のジェンダーギャップ（男女間の格差）の解消に向けて、三重県の現状、ジェンダーギャップの生じる背景・要因、取り組むべき施策課題について、各調査項目または複数の調査項目ごとにとりまとめ、調査報告書と調査報告書概要版にまとめること。

イ) 調査報告書については、調査の概要、調査結果の概要、集計結果の単純・クロス・属性別集計分析、内閣府調査や前回調査との比較・時系列分析、有識者による集計結果をもとにした分析等を記載すること。

ウ) 分析及び調査報告書・概要版の内容は、委託者、有識者と十分に協議すること。

エ) 上記の集計、分析、調査報告書作成の各段階において、校正はそれぞれ3回程度とする。初校は業務受託者が行うこと。

(8) 成果品の提出

① この業務における成果品として、次に掲げる成果物を委託者に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、委託者と協議を行うこと。

(1) 調査報告書 A 4判（白黒） 300 部

(2) 調査報告書（概要版） A 4判（カラー） 300 部

(3) この業務の実施に際して、回収した調査票、インターネットによる回答デー

タ、入力した調査票データ、集計資料や図表案のほか、集計にあたり作成した中間集計表の元ファイル等の全て。

- ② 業務受託者は、上記の成果品を、原則として、紙ベース及び電子ファイルで委託者に提出する。なお、調査票データ等、全てを紙ベースで提出することが困難と認められる場合には、委託者と協議のうえ、電子ファイルのみの提出で可とする。
- ③ 電子ファイルのデータ形式は、Word、Excel、Access で 2016 のバージョンが対応できるものとし、これに依り難い場合には、委託者と協議をすることとする。
- ④ 電子ファイルは、CD-Rにより提出する。CD-Rは、業務受託者が準備する。

(9) 業務完了報告書の提出

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書を提出し、委託者の検査を受けること。

(10) 委託費の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

5 履行期限及び調査スケジュール

本業務の履行期限は、令和6年12月23日までとする。

なお、業務スケジュール（目安）は別紙1のとおりとする。

6 実施体制・計画

- (1) 業務受託者は、業務に着手した後速やかに次の書類を提出する。
 - ア) 実施計画書
 - イ) 業務着手報告書
 - ウ) 業務工程表
 - エ) 実施体制及び各担当者一覧表
 - オ) 個人情報の責任体制等報告書（個人情報の取扱いに関する特記事項 様式例1）
 - カ) その他委託者が必要とする書類
- (2) 業務の遂行にあたっては、国における男女共同参画や経済分野等のジェンダーギャップの解消に関する動きや情報を適宜入手し、それらを十分踏まえたうえで、委託者と十分な連絡を保ち、調査・解析等を行うとともに、処理方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の遂行に関し、男女共同参画や経済分野等のジェンダーギャップの解消に関する高度な情報収集力、分析力を要するため、業務受託者は同様の分析業務に豊富な経験を有するとともに、相当な知識や技術を持つ専門性の高いスタッフを配置するものとする。
- (4) 業務受託者は、委託者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、委託者との綿密な協議のもと、事業を遂行するものとする。
- (5) 本業務にかかる委託者と業務受託者との打ち合わせについては、最低7回程度

を予定しているが、詳細については委託者と協議の上決定することとする。

なお、打合せ場所は原則として三重県環境生活部内とする。ただし、委託者が指定する場合は、委託者の指定する web 会議システム等を用いることもできる。

また、電話やメールによる打ち合わせは随時行うものとする。

7 その他

- (1) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 業務受託者が7(1)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 回収した調査票、調査に使用した住所のデータ等個人情報、本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は委託者に属するものとし、業務完了後、委託者に提出すること。提出に係る費用は委託費用に含む。
- (4) この委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対して罰則規定があるので、留意すること。
- (5) 業務受託者は、インターネットによる回答に関する情報、その他本業務に関する情報の流出や消失がないよう、データの管理やセキュリティに関する措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、委託者と業務受託者で協議のうえ決定するものとする。